

# コミュニティ交通の充実に向けた資金的支援について

令和8年4月1日現在

段階	補助対象経費	補助上限額	対象となる運行手法				備考
			乗合	乗用	施設送迎	ボランティア運送	
トライアル運行	需要把握を行うためのトライアル運行の実施に係る運行経費	150万円又は運行経費から収入を減じた欠損額のいずれか低い方の額	○	○	○	○	・1地区当たり1回のみ。
	運行手法を検討するためのトライアル運行の実施に係る運行経費	150万円又は運行経費から収入を減じた欠損額のいずれか低い方の額	○	○	○	○	・1地区当たり、乗合事業又は乗用事業の場合1回、施設送迎又はボランティア運行の場合1回の合計で2回のみ。
運行実験	乗合事業の新設により、交通の導入に向けた運行実験に係る運行経費	運行経費から収入を減じた欠損額	○	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行実験を乗合バス事業者が実施する場合には、地域キロ当たり標準経常費用に計画実車走行キロを乗じて得られる金額を上限とする。</li> <li>運行実験を貸切バス事業者が実施する場合には、地元協議会が作成した運行計画に対して、貸切バスの時間制運賃に運行時間を乗じて得られる金額を上限とする。</li> <li>運行実験をタクシー事業者が実施する場合には、タクシーの時間制運賃に運行時間を乗じて得られる金額を上限とする。</li> </ul>
	乗用事業を活用した交通の導入に向けた運行実験に係る経費	運行経費の3分の1の額又は200万円のいずれか低い方の額	-	○	-	-	
本格運行開始時	既存交通の活用に資する仕組みづくりに係る費用	100万円/地区	○	○	-	-	・既存の路線バスの停留所新設・移設費、タクシーの乗降場整備費やタクシー配車端末の購入・設置に係る費用等。
	車両購入に係る費用及び車両の改造に係る費用	(乗合) 乗車定員14人以下の車両：600万円/台 乗車定員15人以上29人以下の車両：1,200万円/台 (ボランティア運送) 300万円/台	○	-	-	○	(乗合) ・地域特性や需要に応じた、適切な車両の規模とするものとし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に定める装置、道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準に定める装置及びコミュニティ交通の運行において最低限必要と認められる装置等が設置されているもの。 ・乗車定員14人以下のものとし、1地区当たり2両までとする。 ・運行実験の結果等により14人を超える乗車が見込まれる場合、定員29人以下の車両まで認める。 (ボランティア運送) ・1年以上ボランティア運送による本格運行が行われた実績がある地区を対象とする。
	停留所の設置に係る費用	10万円/基	○	-	-	-	
	車両リース料	60万円/地区	-	-	-	○	・本格運行開始後1年間を補助対象とする。
本格運行中	乗用事業を活用した運行に係る経費	運行に係る経費の3分の1(本格運行を開始してから、初めて収支率が3分の2を下回った場合はこの限りではない。)又は200万円のいずれか低い方の額	-	○	-	-	・タクシーの時間制運賃に運行時間を乗じて得られる金額を基本として算定。 ・前年度の運行に係る経費と本項の補助を除いた収入によって算出した収支率が3分の2を下回った場合、本項の対象とならない。
	車両更新に係る費用	(乗合) 乗車定員14人以下の車両：600万円/台 乗車定員15人以上29人以下の車両：1,200万円/台 (ボランティア運送) 300万円/台	○	-	-	○	・既存の車両をコミュニティ交通の営業運行の用に供した日から当該買替までの期間における車両更新に備えた資金積立がある場合は、その不足額。
	停留所の更新、追加に係る費用	10万円/基	○	-	-	-	
	自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、車検に係る印紙代及び自動車税	20万円/年度	○	-	-	○	・法定費用は、自賠責保険、自動車重量税及び印紙代。
	任意自動車保険料	乗合：40万円/年度 ボランティア運送、施設送迎：20万円/年度	○	-	○	○	・旅客自動車運送事業運輸規則第十九条の二の基準を満たすもの。 (施設送迎) ・本保険の対象となる車両をコミュニティ交通の用に供した応分とする。
	安全設備に係る費用	10万円/台	○	-	○	○	・ドライブレコーダーの設置に係る費用や、安全運転支援装置の設置に係る費用。 (施設送迎) ・コミュニティ交通の用に供した応分とし、10万円/地区。
タクシー車両を活用した運行に係る経費	運行に係る経費の3分の1(本格運行を開始してから、初めて収支率が3分の2を下回った場合はこの限りではない。)又は200万円のいずれか低い方の額	○	-	-	-	・タクシーの時間制運賃に運行時間を乗じて得られる金額を基本として算定。 ・前年度の運行に係る経費と本項の補助を除いた収入によって算出した収支率が3分の2を下回った場合、本項は適用できない。 ・本項を適用する場合は、他の「本格運行中」の補助対象経費(「停留所の更新、追加に係る費用」を除く。)との併用はできない。	
運行実験中 本格運行中	コミュニティ交通の利用促進及び運営に係る費用	20万円/年度	○	○	○	○	